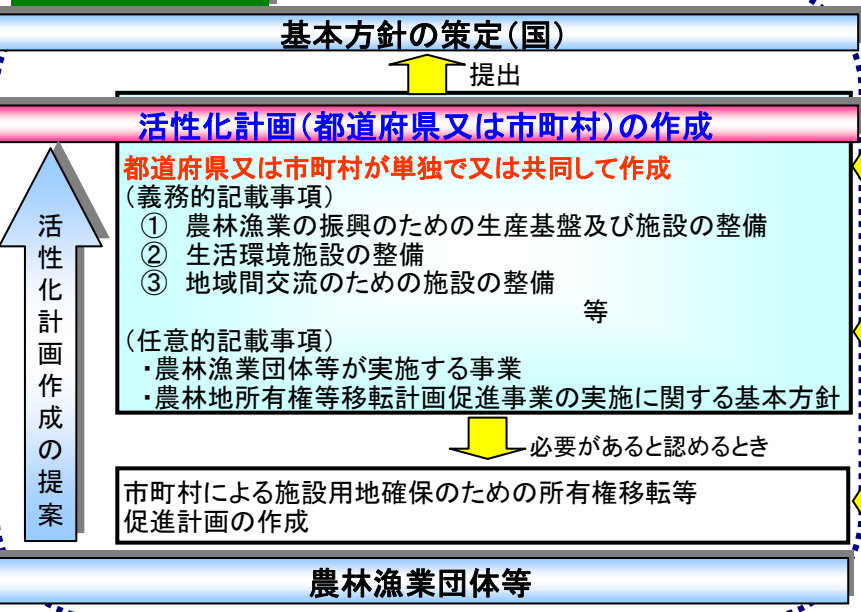


農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の概要

目的

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市住民との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る。

制度の仕組み



支援措置

- 交付金の交付
国は、地方公共団体に対し、計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金を交付
- 市民農園整備促進法に基づく手続きの簡略化
- 施設用地確保のための農林地等の所有権移転促進等の特例措置
(農地法の許可基準には変更なし)

交付金の特徴

- 農・林・水の縦割りなく施設を一気に整備
- 窓口のワンストップ化(大臣官房に体制整備)
- 対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通が可能
- 地域が提案するメニューも支援
- 都道府県又は市町村への助成
(民間団体等へは間接助成)
- 法律上の事業とすることにより、施設用地の確保、市民農園の開設等の手続きが簡素化

○農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の活用事例及び効果イメージ

交流

○ 短期の観光・農林漁業体験

直販施設

↓

農山漁家所得の向上



二地域居住

○ 年に1~3ヶ月程度の滞在
○ 平日は都会、休日は農山漁村

クラインガルデン
(滞在型市民農園)

↓

自家製の収穫物栽培による農業への関心



定住

○ 移住・U・J・Iターン
○ 既地域住民の安定

CATV等の整備

↓

都市と同様の社会基盤の下で生活・仕事・都市への情報アクセス



地域活性化に資する基盤づくり (○農業・林業・漁業生産基盤整備、○農業・林業・漁業生産施設整備 等)